

## 育児・看護休職等の期間における研究活動と研究費の取扱いについて

本学における研究費の取扱いは以下の通りとします。

対象者	育児・看護休職等を取得している方
研究活動	<p><b>【活動可】</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>・大学からの指示命令によらない「自主的な研究活動」 （復帰後に向けた研究力維持のための研究活動や自宅を拠点に行われる研究活動など）</li><li>・科研費等の公的研究費、受託・共同研究等の外部資金による研究活動（次項「業務にあたる活動」を除く）</li></ul> <p><b>【活動不可】</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>・業務にあたる活動（出張、キャンパス内での活動、教育活動など） ※大学の指示命令下で実施されるとみなされるもの</li></ul>
研究費の執行	<p><b>【執行可の例】</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>・物品等の購入（自宅を拠点に行われる研究活動などに使用できるもの）</li><li>・学会年会費等の支払い（復帰後に向けた研究力維持のための活動などに必要なもの）</li><li>・謝金、校正及び翻訳料の支払い（自宅を拠点に行われる研究活動などに使用できるもの）</li></ul> <p><b>【執行不可の例】</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>・出張に係るもの（大学として決裁が必要で、労災等も関係するため）</li><li>・大学キャンパス内での活動に関するもの（休職中に大学に出向くことを認めていないため）</li><li>・教育活動に係るもの（教育活動は「業務」にあたるため）※インセンティブ経費のみ</li><li>・雇用に係るもの（大学と雇用者との間で契約締結が必要なため）</li></ul>
研究費の応募 研究費の受入	原則として可